

「(仮称)ながの健やかプラン21」(第3次健康増進計画・第3次食育推進計画)枠組み(案)

資料4

新・健康ながの21

【基本理念】

生涯を通じて市民の健やかな暮らしを実現する健康長寿のまち"ながの"を目指す

【基本方針】

1 市民の生涯にわたる健康づくりの支援

<基本施策>

- ① わかりやすく利用しやすい健康情報の発信
- ② 健康教育(学習)と健康づくり実践のための体制の充実
- ③ 身近なところで気軽に健康づくりができる機会の充実
- ④ 生涯にわたる女性特有の健康支援

2 疾病等の予防体制の充実

- ⑤ 疾病等の早期発見と早期治療に向けた体制の充実
- ⑥ 健康診査等フォローアップ(事後指導)体制の充実

3 協働による健康づくり体制の整備

- ⑦ 関係機関・団体等との協働による健康づくり活動の推進
- ⑧ 健康づくりに関するボランティア団体等の育成、支援

4 健康に関する安心・安全の確保

- ⑨ 養育、療育、教育、リハビリ等支援体制の充実
- ⑩ 生活環境における健康な暮らしの確保
- ⑪ 感染症の予防対策の充実
- ⑫ 健康危機管理体制の強化

【重点施策】

- 1 生活習慣病予防対策
- 2 がん対策
- 3 こころの健康づくり対策
- 4 タバコ対策
- 5 歯と口の健康づくり対策

(仮称)ながの健やかプラン21

【基本理念、キャッチフレーズ】

今後、審議会等で検討

【最終目標(成果)】

市民の健康寿命の更なる延伸

主観的健康感(生きがい、幸福感)の向上

【基本的方向①】

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCDの予防)

<非感染性疾患(NCD)の設定>

- (1) がん
- (2) 循環器疾患
- (3) 糖尿病
- (4) 慢性閉塞性肺疾患(COPD)

【基本的方向②】

2 健康に関する生活習慣の改善

<分野項目の設定>

- (1) 身体活動・運動・スポーツ
- (2) 栄養・食生活・食育
- (3) こころの健康・休養
- (4) 飲酒
- (5) 喫煙
- (6) 歯・口腔の健康

【基本的方向③】

3 健康を支え、守るための社会環境の整備(地域のきずなによる社会づくり)

ライフステージ(乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、壮年期、高齢期)別プラン

第2次長野市食育推進計画

【基本理念】

「食」を通じて「いのち」「からだ」「こころ」を育み郷土を育み元気なまち"ながの"を創る

【基本目標】

1 市民一人ひとりを育む「食」

- ① 食育に関心を持つための啓発
- ② 早寝・早起き、朝ごはん運動の推進
- ③ 家族や友人との共食の推進
- ④ 栽培やお手伝い等の食に関する体験学習の推進
- ⑤ 適正体重維持の推進
- ⑥ 食事バランス等に配慮した食生活の推進
- ⑦ 生活習慣病の予防や改善のための食事や運動の継続的実施の推進

2 私たちの郷土を育む「食」

- ⑧ 学校給食等に地元農産物の使用の推進
- ⑨ 地元農産物の利用の推進
- ⑩ "ながの"の食文化の啓発
- ⑪ 食の安心・安全性に関する基礎的な知識の啓発
- ⑫ 食べ残しや食品廃棄の削減

【参考】

健康日本21(第2次) H25年度～

- 1 健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 生活習慣及び社会環境の改善

第3次食育推進基本計画 H28年度～

- 1 若い世代を中心とした食育の推進
- 2 多様な暮らしを支える食育の推進
- 3 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 4 食の循環や環境を憲識した食育の推進
- 5 食文化の継承に向けた食育の推進

「(仮称) ながの健やかプラン21」目次 (素案)

第1 計画の策定に当たって

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画策定の趣旨
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の策定体制
- (6) 市民の健康状況等
- (7) 第二次計画の評価 (課題等)

第2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) 計画の最終目標 (成果)
- (3) 計画の基本的方向
- (4) 体系図
- (5) ライフステージ別プラン (特徴と取組)

第3 基本的方向と各分野の設定

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ① がん
- ② 循環器疾患
- ③ 糖尿病
- ④ 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

NCD (非感染性疾患) に対処するため、病気の発症予防や合併症・症状の進行等重症化を予防するために設定

- (2) 健康に関する生活習慣の改善

- ① 身体活動・運動・スポーツ
- ② 栄養・食生活・食育
- ③ こころの健康・休養
- ④ 飲酒
- ⑤ 喫煙
- ⑥ 歯・口腔の健康

市民の健康の保持・増進するための基本的な要素となる生活習慣を改善し、行動変容につなげるために設定

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

地域社会全体で市民の健康づくりを支えるため、また、様々な機関及び団体との協力・連携により健康づくり活動を推進するために設定

第4 推進体制と評価

- (1) 推進体制
- (2) 進捗管理及び評価方法

資料編